

宅地建物取引士

変更登録・宅地建物取引士証書換え交付申請手続（フローチャート）

氏名、住所、本籍及び従事先に変更があった場合、**遅滞なく**変更の申請をしなければなりません（宅地建物取引士証の交付の有無を問わず）。
宮崎県知事以外の登録を受けている方の申請は宮崎県在住者でも受け付けることができません。現在登録している都道府県へ申請書を提出してください。

申請者

○郵送先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県建築住宅課宅地審査担当

宮崎県

○有効な宅地建物取引士証（主任者証）を保有していない場合

補正等手続きは省略

○有効な宅地建物取引士証（主任者証）を保有し、**本籍・従事先に変更**があった場合

書類の作成

【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 等

書類一覧 及び 記入例 参照

変更登録申請

原則、土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。ただし、県外在住者は郵送でも受け付けます。

審査・変更登録

○有効な宅地建物取引士証（主任者証）を保有し、**住所に変更**があった場合

補正等手続きは省略

※本籍・従事先の変更がある場合含む

書類の作成

【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

【様式第七号の四】宅地建物取引士証書換え交付申請書 等

書類一覧 及び 記入例 参照

変更登録申請・書換え交付申請

- ①原則、土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ②県外在住者は郵送でも受け付けます。その場合、宅地建物取引士証は簡易書留で送付しますので、定型サイズの返信用封筒（簡易書留分の切手貼付；通常392円（定形郵便物））を同封してください。

審査・変更登録・書換え

宅地建物取引士証書換え交付（裏書き）

- ①原則、土木事務所又は西臼杵支庁で即日書換え交付します（担当不在等により、対応できない場合もあります）。
- ②書換え後、返信用封筒記載の住所に送付します。

○有効な宅地建物取引士証（主任者証）を保有し、**氏名に変更**があった場合

補正等手続きは省略

※住所・本籍・従事先の変更がある場合含む

書類の作成

【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

【様式第七号の四】宅地建物取引士証書換え交付申請書 等

書類一覧 及び 記入例 参照

変更登録申請・書換え交付申請

- ①原則、土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ②県外在住者は郵送でも受け付けます。その場合、宅地建物取引士証は簡易書留で送付しますので、定型サイズの返信用封筒（簡易書留分の切手貼付；通常392円（定形郵便物））を同封してください。

審査・変更登録・作成

宅地建物取引士証書換え交付（新）

- ①後日電話連絡がありますので、提出した土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。
- ②作成後、返信用封筒記載の住所に送付します。